

第1回 八王子市市民参加推進審議会（第7期） 会議録

会 議 名	第1回 八王子市市民参加推進審議会（第7期）	
日 時	令和2年（2020年）12月22日（火） 15時00分から17時15分	
場 所	八王子市役所 3階 市長公室 及び 3階 会議室	
出席者氏名	委 員	小林勉委員、山本薫子委員、井出勲委員、岡崎理香委員、繁野遥香委員、田中泰慶委員、星原徳之委員、山田真実委員
	説 明 者	—
	事 務 局	清水隆弘広聴課長、宮野努広聴課主査、菅野季代美広聴課主任
	そ の 他 市側出席者	木内基容子副市長、植原康浩総合経営部長
欠 席 者 氏 名	—	
議 題	<p>《第1部》 辞令交付及び諮問手交</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 辞令交付 <ol style="list-style-type: none"> (1) 辞令交付 (2) 副市長挨拶 2. 諮問手交 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諮問手交 (2) 各委員自己紹介 <p>《第2部》 第1回八王子市市民参加推進審議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合経営部長あいさつ 2. 審議会の運営について 3. 市民参加条例の概要について 4. 諮問事項について 5. その他 	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由	—	
傍 聴 人 の 数	なし	
配 付 資 料 名	資料1-1：第7期八王子市市民参加推進審議会委員名簿 資料1-2：第7期八王子市市民参加推進審議会スケジュール（案） 資料1-3：八王子市市民参加条例 資料1-4：八王子市市民参加条例施行規則 資料1-5：八王子市市民参加条例の概要（パンフレット） 資料1-6：市民参加条例の概要説明資料 資料1-7：諮問書（写） 参考資料：市民参加条例の適切な運用について（答申）（第6期）	
議 事 内 容	次ページ以降のとおり	
会 議 録 署 名 人	令和3年（2021年） 月 日 署名	

【議事内容】

《第1部》辞令交付及び諮問手交

1. 開催の挨拶

- 事務局
- ・ただ今より、第7期八王子市市民参加推進審議会（以下、「審議会」という）の第1回審議会を開催する。
 - ・会の進行は、本来、議長である会長が務めるところだが、会長選出までの間は、事務局が行う。また、本来は市長からの辞令交付をもって、正式に委員として審議していただくところだが、本日、市長の公務の都合で辞令交付を午後3時10分から行う予定となっているため、辞令交付前から審議会を開始することをご了承願う。
 - ・市長が急用につき副市長が対応することになったので了承願う。
 - ・本日の出席委員は8名。
 - ・『八王子市市民参加条例施行規則』（以下、「施行規則」という）に規定されている、全委員の過半数を超えているため、本審議会は成立する。

2. 本日の進行について

（事務局説明）

3. 委員紹介

- 事務局
- ・委員を紹介する。順番は50音順とする。
 - ・八王子市社会福祉協議会の井出勲（いで いさお）委員。
 - ・八王子市民活動協議会の岡崎理香（おかざき りか）委員。
 - ・中央大学総合政策学部教授の小林勉（こばやし つとむ）委員。
 - ・八王子青年会議所の繁野遥香（しげの はるか）委員。
 - ・八王子市町会自治会連合会の田中泰慶（たなか ひろよし）委員。
 - ・市民委員の星原徳之（ほしはら のりゆき）委員。
 - ・市民委員の山田真実（やまだ まさみ）委員。
 - ・東京都立大学都市環境学部准教授の山本薫子（やまもと かほるこ）委員。
 - ・小林委員、田中委員、山本委員は第6期からの継続となる。

4. 会長及び副会長の選出

- 事務局
- ・会長、副会長の選出は、施行規則で「委員の互選」によるとされている。
 - ・立候補や推薦などはあるか。
- 田中委員
- ・第6期審議会では、学識経験者のお二人に会長・副会長をお願いした。引き続きお願いしたい。
- 事務局
- ・田中委員からのご意見のとおり、中央大学の小林教授に会長、東京都立大学の山本准教授に副会長をお願いしたいと思うがよろしいか。

（異議なし）

- 事務局
- ・小林委員が第6期審議会の会長に、山本委員が副会長に就任いただくこととする。

（木内副市長入室）

5. 副市長挨拶

(省略)

6. 辞令交付

7. 諮問手交

(木内副市長、諮問書を朗読のうえ、小林会長に手交)

8. 委員自己紹介

(木内副市長退席・休憩)

《第2部》第1回八王子市市民参加推進審議会

1. 総合経営部長挨拶

(省略)

2. 審議会の運営について

小林会長

- ・ 審議会を再開する。
- ・ 会議の公開及び議事録の作成について、事務局より説明を。

事務局

- ・ 条例第9条第3項に基づき、本審議会についても、委員の皆様の了解が得られれば、原則として公開とし、傍聴を許可するものとする。
- ・ 会議録は要点録とし、委員の内容確認を経た上で、市ホームページに公開したい。また、会議の内容と相違ない旨を確認したことを証する会議録署名人については、50音順でお願いしたい。こちらについても了解が得られれば、そのように取り扱いたい。
- ・ ただ、現在、国で押印等の廃止について検討されており、市でも同様に検討されている。また、会議に集まって署名をするという行為自体を見直したほうがいいのではないかという話も出ている。状況によっては、委員の皆様に会議録を確認してもらい承認の返信をいただいたものをもとに正式な会議録とするかもしれない。具体的に決まったら、委員の皆様にご連絡させていただく。
- ・ 本日のところは50音順で署名していただくという流れでお願いしたい。以上です。

小林会長

- ・ 会議の公開について、本審議会においても、公開で良いか。

(異議なし)

小林会長

- ・ 本審議会は公開とする。傍聴人の入室を現時点より認める。本日、傍聴人はいるか。

(事務局確認、傍聴人なし)

小林会長

- ・ 会議録の作成及び公開等について異議等はあるか。

(異議なし)

小林会長

- ・ 会議録の作成と公開等については、事務局の提案どおりとする。
- ・ 続いて、会議の開催場所及び開催時間について、事務局より説明を。

事務局

- ・ 本審議会は附属機関に該当する。市で作成した附属機関及び懇談会に関する指針にもとづき、会議は休日、夜間の開催も行うよう努めることとなっている。
- ・ 市民参加条例の施行規則の第4条第5項で、審議会は委員の過半数が出席しなければ会議

を開くことができないという規定がある。

- ・本審議会の条例では出席の定義についてははっきりと書かれていない。
- ・これまで、会議は対面方式が前提で実施されていたが、コロナ禍においてウェブ会議も行われるようになる。
- ・市民参加条例の施行規則の4条の第9項に「全各項に定めるもののほか、推進審議会の運営について必要な事項を会長が推進審議会で諮って定める」となっているので審議会の出席をどう解釈するか、ウェブ会議への参加が出席に当たるかどうかを第1回の審議会の中で確認して、それに基づいて今後やっていきたいと考えている。
- ・審議会の開催は、平日の午後6時半から8時半ぐらいで、八王子駅周辺のクリエイトホール、学園都市センター、場合によっては八王子南口駅前事務所の会議室に委員の皆様に参加していただく対面方式を原則として、会場に来ることが難しい委員はウェブで会議に出席する方法も可能とすることを考えている。
- ・現在、市ではウェブ会議の運用方針を策定中であり、来年度からはウェブ会議の仕組みを使って主催者となり委員の皆様を招待し、ウェブ会議を開催できるようになる予定であるが、今は招待されて会議に参加することしかできない状況である。
- ・正式にウェブ会議ができるようになったらオンラインによる参加も出席の扱いとすることで良いか確認をしておきたい。
- ・対面式の会議を行う場所は八王子駅周辺と話したが、ウェブ会議になった場合、本庁舎の通信回線を使って委員の皆様を招待することになるので、会場が市役所本庁舎になってしまう。ウェブ会議用のパソコンを用意してある本庁舎の会議室に集まってもらう委員と、自宅から参加をしていただく委員がいるということも了承いただきたい。以上です。

小林会長

- ・今の事務局の説明について、何か意見はあるか。
- ・新型コロナウイルスの感染状況がひどくなって、ウェブでの会議が当たり前になってくる領域もあるが、行政機関は八王子市に限らず、秘匿性の高い情報を扱うため、ウェブ会議に対して慎重にならざるを得ない。
- ・ウェブ会議のシステムが構築途中であるとのことなので、基本的には対面方式で、八王子駅周辺に参集してもらう。しかし、特別な事情が認められた場合は、ウェブ会議を取り入れて柔軟に運用していくということでよいか。

(異議なし)

小林会長

- ・では、今後の開催場所、開催時期、時間については、事務局の提案どおり進める。
- ・その他について事務局より説明を。

事務局

- ・開催通知と会議資料について、今後も事前に郵送とメールで送付する。開催通知は、開催日の1か月前まで、会議資料は、開催日の2週間前までを目標としている。
- ・メールは、BCCで送信する。

小林会長

- ・ただいまの事務局の説明に対し、意見等はあるか。

(意見等なし)

3. 市民参加条例の概要説明及び質疑応答

小林会長

- ・市民参加条例の概要説明及び質疑応答に入る。
- ・諮問の議論の前提として、市民参加条例について、理解を深めたい。
- ・事務局より、市民参加条例の概要について説明を。

(事務局から資料1-6を使用して説明)

小林会長 ・ 今の事務局の説明に質問等はあるか。
(質問等なし)

4. 諮問事項についての概要説明及び質疑応答

小林会長 ・ 諮問事項についての概要説明及び質疑応答に入る。
・ 市民参加条例の概要説明も踏まえて、今回の諮問の背景について、事務局から説明を。
(事務局から資料1-7及び参考資料を使用して説明)

小林会長 ・ ただいまの事務局の説明に対し、質問等はあるか。
(質問等なし)

5. その他事務連絡

小林会長 ・ その他事務連絡について、事務局より説明を。
(事務局より次回開催日、開催場所の提案)
(事務局から報酬の支払について説明)
(事務局より決定事項について確認)

小林会長 ・ 第2回は午後6時30分から8時30分に、クリエイトホールの会議室にて開催する予定である。
・ 以上で、本審議会を終了する。